

静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地場産業に係る新たな商品、新技術又はデザインを開発し、地場産業の経営を支援することによって、地場産業に携わる人材の養成及び確保を図る事業（以下、「地場産業人材養成確保推進事業」という。）を支援することにより、地場産業の振興発展に寄与する地場産業人材養成確保推進事業を実施する公益財団法人静岡産業振興協会（以下「協会」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が地場産業人材養成確保推進事業として実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 伝統工芸技術を生かし、生活者が求める地場産品を開発し、販路を開拓する事業
- (2) 伝統工芸技術を保存伝承し、後継者の育成促進を支援する事業
- (3) 地場産品のデザイン力などの向上に向けた専門家の派遣及び相談に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が地場産業人材養成確保推進事業として必要があると認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 給料、職員手当、共済費等、賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、広告料、委託料、使用料、賃借料及び原材料費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める経費

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費に対し、静岡市以外の者から補助金の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、2,270万7,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 協会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、地場産業人材養成確保推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に

提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約等
- (4) 構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、地場産業人材養成確保推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により協会に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 経理は厳正に執り行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地場産業人材養成確保推進事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（様式第7号）

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、地場産業人材養成確保推進事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第8号）により協会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 協会は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、

又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該年度の末日までに地場産業人材養成確保推進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、地場産業人材養成確保推進事業補助金確定通知書（様式第10号）により協会に通知するものとする。

（請求）

第12条 協会は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に地場産業人材養成確保推進事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 協会は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、地場産業人材養成確保推進事業補助金概算払承認申請書（様式第12号）を市長に提出するものとする。
- 3 協会は、前項の規定による申請に基づき補助金の概算払の承認を受けたときは、地場産業人材養成確保推進事業補助金概算払請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。
- 4 概算払により交付した補助金の額と第11条の規定により通知した額とに加不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第14条 協会は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地場産業人材養成確保推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 団体名 ⑩
代表者氏名
電 話

補助金の交付を受けたいので、静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
地場産業人材養成確保推進事業
- 2 事業期間
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出基礎
- 5 添付書類

様式第2号（第5条、第10条関係）

事業計画（報告）書

1 事業の名称等	
2 目的	
3 事業期間	
4 具体的内容	
5 その他	

様式第3号（第5条、第10条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地場産業人材養成確保推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 静岡市補助金等交付規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業の遂行に当たっては、静岡市補助金等交付規則及び静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (5) 経理は厳正に執り行わなければならない。
 - (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (7) その他

様式第5号（第8条関係）

地場産業人材養成確保推進事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、変更・中止・廃止の承認を受けたいので、静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 変更・中止・廃止内容
- 3 変更・中止・廃止理由
- 4 添付書類

様式第6号（第8条関係）

変更事業計画書

項 目	変更前	変更後
1 事業の名称等		
2 目 的		
3 事業期間		
4 具体的内容		
5 そ の 他		

様式第7号（第8条関係）

変更収支予算書

1 収入の部

科 目	変更前予算額	変更後予算額	摘要
合 計			

2 支出の部

科 目	変更前予算額	変更後予算額	摘要
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第8号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地場産業人材養成確保推進事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで承認の申請のあった地場産業人材養成確保推進事業の変更・中止・廃止については、次のとおり承認しましたので通知します。

- 1 変更・中止・廃止後の補助金交付決定額
- 2 変更・中止・廃止後の補助金交付の時期
- 3 既払金の精算について

様式第9号（第10条関係）

地場産業人材養成確保推進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 団体名

代表者氏名

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 事業実績

3 添付書類

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地場産業人材養成確保推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額

様式第11号（第12条関係）

地場産業人材養成確保推進事業補助金請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
請求者 団体名 ⑩
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により確定の通知を受けた静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金を次のとおり請求します。

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥								

支払方法 口座振込

次の口座へお振り込みください。

銀行名（本・支店名まで記入してください。）

銀行 本・支店 口座番号	・	普通 No. 当座
口座名義		

様式第12号（第13条関係）

地場産業人材養成確保推進事業補助金概算払承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所 在 地
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話

補助金の概算払の承認を受けたいので、静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 概算払を受けようとする理由
- 3 概算払を受けようとする時期及び金額

様式第13号（第13条関係）

地場産業人材養成確保推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 団体名 ⑩
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により概算払の承認通知を受けた補助金について、静岡市地場産業人材養成確保推進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり請求します。

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥								

支払方法 口座振込

次の口座へお振り込みください。

銀行名（本・支店名まで記入してください。）

銀行 本・支店 口座番号	・	普通 No. 当座
口座名義		